

第3号議案 平成14年度事業計画(案)承認の件

2. 主な事業計画

(1) 組織の充実・強化

イ. 会員増強

当面は、6万社会員数の回復と加入率60%の回復に努める。

なお、「会員増強統一月間」は9月から12月の4か月間とする。

(イ) 標準的な加入率を60%とし、これに達していない単位会にあっては、できるだけ早期にこの目標を達成するように努力する

(ロ) 標準加入率を達成している単位会にあっては、加入率の維持に努めることを基本姿勢として会員増強を行なう

(ハ) 「会員増強統一月間」運動の実施

(ニ) 「年間会員増強」運動の実施

ロ. 組織強化

各法人会活動の基盤である組織の確立強化を支援すると共に、併せて青年部会及び女性部会の育成強化に努め、もって法人会組織活動の円滑な推進に資する。

(イ) 法人会組織活動の充実強化に関する助成

(ロ) 法人会の組織及び運営に関する調査及び情報提供

(ハ) 組織強化に関する全法連資料及び情報の収集

(ニ) その他、組織強化に関する事業

ハ. 支部組織の充実

単位会における支部組織(支部・地区等)は、会員の声を吸収しつつ、会員や地域に密着した活動、さらには会員増強運動を展開するために不可欠である。

このため、中長期的指針としての「支部組織のあり方(平成7年3月全法連制定)」に基づき、支部組織のより一層の充実を図る。

ニ. 青年部・女性部会活動の充実

青年部会については、今後の部会運営等について全法連で制定した「青年部会のあり方(指針)」に基づき、これを機に、同指針の周知徹底に努めるとともに、活動のより一層の充実を図る。

また、女性部会としても「女性部会育成の中間指針」に基づいて運営を図ることとしたい。